

令和 7 年度
介護医療院整備事業者公募要領【再公募】

令和 9 年度指定分

北アルプス広域連合

1 募集の趣旨

「北アルプス広域連合第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備の一環として、令和8年度において介護医療院の整備事業を実施するにあたり、適切な事業運営を行うことができる事業予定者を再公募します。

2 募集するサービスの種類等

サービスの種類	整備地区	施設数	定員
介護医療院 (Ⅰ型又はⅡ型の類型を問わない)	大北地域全域 (大町市又は北安曇郡内)	1施設	19人 以下

3 申請書類の受付期間等

- (1) 受付期間 令和7年10月31日（金）から令和7年12月26日（金）まで
(土曜日・日曜日・休日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先 北アルプス広域連合 介護福祉課
- (4) 留意事項
 - ア 郵送による書類の受付はしない。
 - イ 提出にあたっては、事前審査を受けること。なお事前審査は、あらかじめ電話予約を行うこと。
 - ウ 資料の修正等を考慮し、日程に余裕をもって提出すること。
 - エ 受付期間終了後の書類差し替え、追加及び再提出は受け付けない。

4 応募要件等

- (1) 法人の要件
 - ア 申請書類提出日において、現に法人であること。
 - イ 介護保険法第107条第3項の各号に定める欠格事項に該当しないこと。
 - ウ 介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者がとるべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に関する改善報告が完了していること。
 - エ 介護保険法の指定の効力の一部若しくは全部の停止処分を受けた場合において、その処分期間を経過し、終了していること。
 - オ 過去5年の間に、所轄庁、都道府県又は市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）の監査等において、法人運営施設の監査等に関し、重大な指摘及び指導等を受けていないこと。
 - カ 当該法人及び代表者について税等の滞納がないこと。
 - キ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
 - ク 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資力があり、長期間継続して安定的にサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験

を有していること。

ケ 高齢者福祉に関して、高い見識と熱意を有し、大北地域の福祉の向上に積極的に寄与する意思があること。

コ 地域住民との交流及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。

(2) 用地の確保等

ア 施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる費用については、応募者が負担すること。

イ 用地が確実に確保できるとともに、その所有権を取得することを原則とする。
ただし、用地の取得権を取得することが困難な場合は、賃貸借契約によることを可能とする。この場合、事業の継続に支障のない借地期間とすること。

ウ 整備予定地が都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法、文化財保護法等の各種開発規制等に該当しないことを、関係機関等に事前に協議・確認したものであること。

ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて指定された土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を除く）、水防法、津波防災地域づくりに関する法律並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に基づいて指定された浸水警戒区域等、災害による被害が想定される区域（以下、「災害イエローゾーン」という。）に整備を予定する場合は、あらかじめ、整備予定地の所在市町村と協議・調整のうえ、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策が講じられていること。この場合にあっては、事前に広域連合まで事前に申し出る他、被災リスクに対して被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策に関する内容をまとめたもの（提出様式 9、項番 6(6)）、及び想定しうる被災リスクへの対策を非常災害対策計画、避難確保計画として策定予定の案（任意様式）を提出すること。

なお、整備予定地は災害レッドゾーン(都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号により開発行為が禁止されている区域)に該当しないこと。

(3) 施設における法令の遵守

ア 整備予定建物・施設が、介護保険法、建築基準法、消防法及び食品衛生法等の関係法令を遵守したものであること。

イ 施設の計画及び人員の確保にあたっては、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例、同条例施行規則及び介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱に定められた関係する基準等を満たすこと。

なお、今回公募する介護医療院では、Ⅰ型又はⅡ型の施設類型を問わない。

5 提出書類

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧表」に掲げる書類を提出すること。各様式については、広域連合ホームページよりダウンロードして使用すること。

ア 様式の記入欄で説明が不足する場合は、提出書類一覧表の大項目ごとにA4用紙2枚（4ページ）以内の資料追加を可とする。その場合、追加資料右上に項目名を記載すること。

イ 様式9「事業計画提案書」等において、既存の業務マニュアルなどがある場合は、別添資料として添付すること。なお、本様式9については様式のフォントサイズを変更しないこと。（文の長さに応じた改ページ区切りの変更は可とする。）

(2) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、次のように整えること。

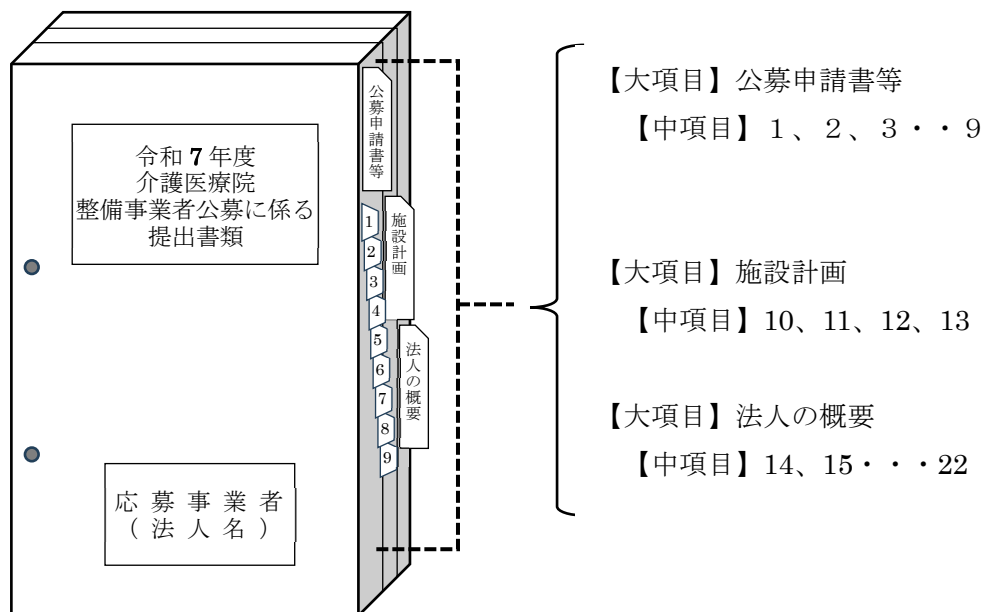
ア 目次及びページ番号を付けること。

イ 項目ごとにインデックス付の仕切りカード（中表紙）を挿入すること。

ウ 項目には中項目ごとにインデックスを付けること。

エ 全体をファイル等で綴り、表紙と背表紙に「令和7年度介護医療院整備事業者公募に係る提出書類」及び「応募事業者」を記載すること。

【例】



(3) 提出部数 正本1部、副本8部

ア 正本に写しで添付する書類には、全て代表名により原本証明をすること。

イ 提出書類は返却しない。

6 質問の受付・回答

応募に関しての質問は、受付期間中、随時受付ける。

質問書（様式10）に質問事項を簡潔に記入の上、FAX又はEメールで、問い合わせ先まで提出すること。

なお、受け付けた質問及び回答は、広域連合ホームページに公開する。

7 選定方法等

(1) 審査及び選定

北アルプス広域連合介護保険施設等整備及び運営事業者選定委員会において、提出された応募書類及び応募者からの企画提案により審査を行い、候補事業者を選定した後、結果を正副連合長会に具申し、最終的に事業者を決定する。

なお、審査の結果「選定事業者なし」となる場合もある。

また、選定事業者なし又は応募が無かった場合で再度の募集を行う際には、広域連合ホームページにて日程及び内容を公表する。

(2) 主な審査項目

- ア 応募の動機
- イ サービス提供にあたっての理念、基本方針、具体的な取り組み
- ウ 利用者への支援・サービスの質の向上
- エ 圏域の介護サービス基盤向上に資する立地条件
- オ 事業所の建物
- カ 地域・関係機関との連携
- キ 職員人材確保・生産性向上の取り組み
- ク 安心・安全への対策
- ケ 法人の運営状況及び当該事業の資金計画
- コ 介護サービス事業の実績
- サ その他事業運営にあたって評価すべき事項

(3) 留意事項

ア 公平・公正な審査及び選考を担保するため、応募書類等について、関係機関等に照会する場合がある。

イ 必要に応じて現地調査をする場合には当該調査に応じること。

8 事業者選定委員会

(1) 実施日 選定委員会は、申請書提出期間終了後に決定し、応募者に通知する。

(2) 実施方法 応募者による提案説明（15分）、委員からの質疑応答（15分）。

なお、提案説明に用いる機器等については、提案者が準備すること。なお、映写用スクリーンについては北アルプス広域連合が準備する。

応募者は、事前に機器との接続及び動作状況を確認し、接続ができない場合は、必要な機器を応募者が準備すること。

9 審査結果通知

選定結果は、応募した全ての事業者文書により通知する。

選定された事業予定者については、広域連合のホームページで公表する。

10 選定後の留意事項、手続等

(1) 事業予定者は、選定後速やかに事業を進めること。

ア 施設整備については、令和8年度中に完了すること。

イ 令和9年4月1日から令和9年6月30日までに開設できるよう事業所の指定

を受けること。

(2) 選定後の事業計画（事業所の設計等に係る内容を含む）の変更は、以下の場合を除きできないものとする。

ア 利用者等へ提供するサービス向上に資すると認められた場合

イ 災害等の特別な事由により、計画変更を必要と認められた場合

(3) 施設整備の公的補助を希望する場合は、関係機関と十分に打合せを行うこと。

(4) 補助対象事業については、令和8年度の補助金交付内示後に着工すること。

(5) 事業実施予定地が属する自治会の代表者等に説明を行い、当該代表者等の求めに応じ説明会の実施等の対応をすること。必要があると判断される場合は、隣接自治会にも同様の対応をすること。

(6) 予定地に隣接する住民の理解と協力が得られるよう十分に説明を行うこと。

11 応募に当たっての留意事項

(1) 申請書類作成等応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 審査に必要な追加資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

(3) 建築が可能であることを、事前に建設予定地市町村・長野県等の関係機関と十分に協議を行うこと。

(4) 関係資料等に重大な不備あるいは虚偽事項の記載があった場合には、失格又は選考を取り消す場合がある。

(5) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 スケジュール

令和7年10月31日（金）から 令和7年12月26日（金）まで	募集受付
令和8年1月中旬	プレゼンテーション・審査会
令和8年2月上旬	審査結果通知
令和8年4月以降	補助金申請・内示 着工
令和9年3月まで	工事完了
令和9年4月1日から 令和9年6月30日まで	指定・開所

13 提出先及び問い合わせ先

北アルプス広域連合 介護福祉課 介護保険係

〒398-0002 大町市大町 1058 番地 33 北アルプス市町村会館 1 階

電 話 0261-22-7196 FAX 0261-22-7011

Eメール kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp